

一般財団法人高山市福祉サービス公社行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1 時間外、休日勤務を削減するため、ノー残業ダイの周知、実施を徹底する。

<対策>

平成27年 6月～	所定外労働の現状を把握
平成27年 9月～	社内検討委員会で現状を周知後、各部署において分析
平成27年12月～	平成時間外労働削減の検討を行い、慢性的な時間外を無くす
平成27年12月～	ノー残業ダイの実施内容および方法を検討
平成28年 4月～	ノー残業ダイを実施 管理職への啓発及び職員への周知
平成29年 4月～	取組み結果についての評価および課題点の対応を検討
平成30年 1月～	再度、取組結果の評価、次期間に向けた課題抽出

目標2 フルタイム勤務者について年次有給休暇の取得日数を、一人当たり年間10日以上とする。

<対策>

平成27年 6月～	年次有給休暇の取得状況の実態把握
平成27年12月～	社内検討委員会で分析、検討開始
平成28年 3月～	計画的な取得に向けた管理者等の研修及び取組策定
平成28年 4月～	年次有給休暇の取得促進のための取り組み開始
平成29年 4月～	取組み結果についての評価および課題点の対応を検討
平成30年 1月～	再度、取組結果の評価、次期間に向けた課題抽出